

Ⅲ 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本姿勢

いじめを許さない・見逃さない学校づくりのために

(1) いじめは、「どこの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること。

(2) いじめは、「人間として絶対に許されない」という意識を生徒一人一人に徹底すること。

(3) 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。

(4) いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。

(5) 必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること。

・生徒が発するサインを見逃さない。

【早期発見】

・いじめられている生徒には、学校が徹底して守り通す姿勢を示す。

・いじめる生徒には、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導をする。

【毅然とした姿勢】

・教職員の言動が、生徒に及ぼす影響力を知る。

・教職員自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないようにする。

【教職員の影響力】

・継続して十分な注意を払う。

【継続的な観察】

・生徒の実態に併せて調査を実施し、教職員の共通理解のもと迅速に対応する。

【共通理解】

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条 より)

2 指導体制

(1) 未然防止, 早期発見, 早期対応

- ・ 日常の教育活動を通じ、生徒と信頼関係を構築する。
- ・ 「生徒指導の4つの視点」を取り入れた授業・学級経営を心がける。
- ・ 生徒の生活実態を把握するために、生活設計シートやアンケートなどを活用する。
- ・ 生徒会・リーダー会活動や学級会を活性化する。
- ・ 「しろちゅうトーク」を通して生徒同士のかかわりの力をつけたり、「学級力」向上プロジェクトを通して望ましい学級・生徒の在り方を考えさせたりする。
- ・ 定期的な学年会などで、生徒の状況の意見交換の場を持つ。
- ・ スクールカウンセラーや養護教諭との情報交換や連携に努める。

(2) いじめを発見したとき

- ・ 問題行動等記録シートを、いじめを把握した職員が作成する。
- ・ 学級担任・教科担任などの特定の教職員だけでなく学校全体で情報を共有し、共通理解と役割分担を明確にして、チームで対応するなど組織的かつ迅速に行う。
- ・ 保護者からの訴えを受けた場合には、謙虚に傾聴し、誠意を持って対応し、学校全体で取り組む。

(3) いじめに取り組む体制

① 情報収集と確認作業

- ・ 全教職員の力を総動員して事実関係を把握し、整理する。
- ・ 関係者を中心としながら学校全体で情報を共有化し、共通理解と役割分担を明確にして組織的な対応を行う。

② いじめられている生徒への対応と保護者への対応

- ・ 被害生徒への丁寧な聞き取り(君を守るという姿勢で、生徒の気持ちを受容し、共感的な受け止め方)をする。
- ・ 保護者には、状況の説明と学校の指導方針や対応の説明を丁寧に行う。その際、保護者等からの訴えには謙虚に耳を傾け、事実を隠さずに伝える。
- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・ 家庭において、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらおうことを伝える。

③ いじめている生徒への対応と保護者への対応

- ・ 加害生徒から詳しく事情を聞き取り、事実を確認する。また、当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒達からも事情を聴き、いじめの実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ 集団によるいじめは、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ 加害生徒には、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも即断せず、継続して注意を払う。折に触れ必要な指導を行う。
- ・ 十分な指導にもかかわらず、いじめを続けた場合、いじめる生徒の保護者に対する出席停止措置や警察などの協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった生徒には、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。
- ・ 保護者には、状況の説明と学校の指導方針・対応の説明を丁寧に行う。その際、いじめは絶対に正当化できないものであると毅然とした姿勢を示す。また、家庭においても十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ 子どもの変容を図るため、子どもとの関わり方や家庭教育の見直しなどについて、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

3 対応・指導の進め方

～ いじめが発覚した場合 ～

①	・問題行動等記録シートの作成。 ・いじめ問題対策チームにより、指導方針を決定 ・加賀市教育委員会へ第1報（概要報告）を提出 （アドバイザー派遣等、必要に応じた助言・支援）
②	・全教職員に情報の共有化と情報の収集
③	・事実関係を被害生徒からの聞き取りで確認 ・周囲の生徒からの聞き取りから情報を整理
④	・事実関係を加害生徒からの聞き取りで確認 ・加賀市教育委員会へ第2報（調査結果報告）を提出
⑤	・職員会議で状況報告と今後の対応方針の説明
⑥	・被害生徒の保護者への対応（状況と指導方針の説明） ・加害生徒の保護者への対応（状況と指導方針の説明）
⑦	・加害生徒への特別指導
⑧	・生徒指導・担任等が、場を設定して、人間関係の修復
⑨	・学級会・学年集会などを開催し、担任や学年主任がいじめを許さない学級・学年集団を作っていくことを訴えるなどの指導を実施 ・加賀市教育委員会へ第3報（指導結果報告）を提出

4 家庭・地域との連携

- (1) いじめに関する学校の指導方針を、入学時・PTA総会・保護者懇談会などを利用して保護者の方に説明する。
- (2) 家庭においては子どもとのコミュニケーションを欠かさない環境を整えることを要請する。学校からは、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との連携協力を図っていく。
- (3) 状況によっては、警察、教育委員会をはじめ関係団体との連携を行い、協力を要請する。
- (4) 地域の人たちにも、気付いた点を積極的に学校に知らせてもらうよう要請する。

5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

6 いじめ発見

教師の観察の視点 学校の場合	保護者の観察の視点 家庭の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻，欠席が増える。 ・表情がさえず，うつむきがち。 ・忘れ物が多い。 ・用具，机いすが散乱している。または席が変えられている。 ・冷やかしやしらけや嘲笑が見られる。 ・ひどいあだ名で呼ばれる。 ・グループ分けで孤立する。 ・保健室によく行くようになる。 ・不真面目な態度で授業を受ける。 ・テストを白紙で出す。 ・一人でいることが多い。 ・用もないのに職員室に来る。 ・わけもなく廊下や階段を歩く。 ・仲良しでない者とトイレに行く。 ・グループで食べる時、席を話している。 ・配膳するといやがられる。 ・好きな物を級友に譲る。 ・食器など後片付けをさせられる。 ・机やいすがぼつんと残る。 ・人のいやがる仕事を一人でする。 ・衣服が汚れたり，髪が乱れたりしている。 ・顔に擦り傷や鼻血のあとがある。 ・急いで帰宅する。 ・部活動に参加しなくなる。 ・視線を合わさない。 ・言葉遣いが荒くなる。 ・教科書などにいたずら書きされる。 ・持ち物，傘，靴などが隠される。 ・刃物などを所持する。 ・携帯やインターネットのメールに悪口を書き込まれる。 ・嫌がらせの手紙などが入っている。 ・校則違反，万引きなどの問題行動が目立つようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類の汚れや破れが見られたり，よく怪我をしたりしている。 ・学用品や所持品が紛失したりこわされたりしている。 ・教科書やノートに落書きされたり，破られたりしている。 ・食欲が無くなったり，体重が減少する。 ・夜眠れなかったりする。 ・表情が暗くなり，言葉数が少なくなる。 ・いらいらしたり，おどおどしたり，落ち着きがなくなる。 ・部屋に閉じこもることが多くなる。ため息をついたり，涙を流したりする。 ・言葉遣いが荒くなり，八つあたりする。 ・登校時刻になると，頭痛・腹痛・吐き気などの不調を訴える。 ・お金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする。 ・親しい友人が来なくなり，見かけない者が訪ねてくる。 ・自分はどうせダメだ的な自己否定的な言動が見られる。 <p>【 主な相談機関 】</p> <p>いじめ相談テレフォン</p> <p style="text-align: center;">0 7 6 - 2 9 8 - 1 6 9 9 9 : 00 ~ 17 : 00 (月 ~ 金)</p> <p>石川県こころの健康センター</p> <p style="text-align: center;">0 7 6 - 2 3 8 - 5 7 6 1 8 : 30 ~ 17 : 15 (月 ~ 金)</p> <p>いじめ110番</p> <p style="text-align: center;">0 1 2 0 - 6 1 7 - 8 6 7 2 4 時間</p> <p>加賀市こころの電話</p> <p style="text-align: center;">0 7 6 1 - 7 3 - 0 1 1 7 9 : 00 ~ 20 : 30 (月 ~ 金)</p>

7 いじめ問題対策チームの組織的対応図

